

阿賀野市告示第151号

阿賀野市下水道早期接続支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月31日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市下水道早期接続支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市下水道早期接続支援事業補助金交付要綱（平成29年阿賀野市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、供用開始の告示ができるにもかかわらず、対象となる土地の所有者自らの都合により供用開始の告示ができなかったときは、本来供用開始の告示がなされるべき日から起算するものとする。

第2条第1項第3号中「下水道受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に、「集落排水事業分担金」を「農業集落排水事業分担金」に改める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。